

築上町立八津田小学校建設工事基本設計・実施設計業務委託プロポーザル審査要領

1 位置付け

この要領は、築上町立八津田小学校建設工事基本設計・実施設計業務委託の設計者を選定するための審査方法、基準等について必要な事項を定めるものである。

2 審査委員会

最優秀者及び次点者の選定は、審査要領に基づき、学識経験を有する者で構成する「築上町立八津田小学校建設工事基本設計・実施設計業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。審査委員会は3名の委員で構成する。審査の公正を期すため、審査委員名は審査結果の公表時に合わせて公表するものとする。

3 審査方法及び評価項目

審査は二段階審査方式で実施し、審査委員会が審査し選定する。

(1) 一次審査

参加表明書等を採点し、採点結果に基づき上位から5者程度を選定する。

(2) 二次審査

技術提案書等及びヒアリングにより総合的能力を審査し、一次審査及び二次審査の評価項目の合計点が最も高い者1者を最優秀者、次点者1者を優秀者として選定する。

① 総合評価点と同じ場合は、技術提案内容評価の評価点が高い者を上位とする。

② 上記①において技術提案内容評価の評価点と同じ場合は、委員長の技術提案内容評価の評価点が高い者を上位とする。

(3) 審査項目、評価事項及び配点

①一次審査

※（ ）内は、審査委員1名の配点。

評価項目	評価事項	配点
担当チーム能力	1. 設計事務所の概要（様式2）	30(10)
	2. 設計事務所の学校建設設計業務実績（様式3）	60(20)
	3. 設計管理技術者の能力（様式4）	30(10)
	4. 意匠主任技術者の能力（様式5）	30(10)
	5. 構造主任技術者の能力（様式6）	30(10)
	6. 積算主任技術者の能力（様式7）	30(10)
	7. 電気設備主任技術者の能力（様式8）	30(10)
	8. 機械設備主任技術者の能力（様式9）	30(10)
	9. 受託した場合のチーム編成（様式10）	30(10)
小 計		300(100)

②二次審査

設計工程計画	設計工程計画表（様式16）	60(20)
業務の実施方法	業務の実施方法について（様式17）	60(20)
課題に基づく 技術提案 （様式 18）	<p>(1) 教育の未来を創る学校</p> <p>ア. 児童がのびのび学べる学習環境及び、いきいき過ごせる生活環境</p> <p>イ. 多様な学習形態に対応した特色のある学習環境の整備</p> <p>ウ. 情報教育環境の変化にも対応可能なインフラ整備</p>	180(60)
	<p>(2) 健やかな身体を育む学校</p> <p>ア. 自然のぬくもりを感じる教育環境の整備（地域産の木材を積極的に利用する。）</p> <p>イ. 太陽光発電等や非常用電源の設置</p> <p>ウ. 自然採光に配慮し、防音対策や空調設備が整備され、快適に過ごせる学校</p>	180(60)
	<p>(3) 地域と共生する学校</p> <p>ア. 児童及び利用する地域住民が安全かつ円滑に移動できる動線の確保</p> <p>イ. 児童と地域との交流を可能なスペースの設置など、地域コミュニティの活性化に活用できる施設</p> <p>ウ. すべての人にやさしく対応できるユニバーサルデザインの施設</p>	180(60)
	<p>(4) 地域防災の拠点となる学校</p> <p>ア. 災害時に、児童及び地域住民が、地域の避難拠点として機能する施設</p> <p>イ. 避難所としての機能を果たすため、耐震性に十分配慮した構造</p> <p>ウ. 防災拠点として様々な災害状況に対応できるような施設</p>	180(60)
経済性	提案価格見積書（様式 19）	60(20)
小 計		900(300)

(4) 審査結果報告書の公表

審査結果報告書については、後日、町ホームページで公表する。

4 二次審査実施要領

(1) 二次審査の対象者

二次審査対象者は、審査委員会による一次審査により二次審査対象となった者を対象

に実施する。

(2) 二次審査の実施方法

① 日時、場所

日時、審査会場については、二次審査対象者に通知する。

② 実施順

実施順は技術提案書等受付完了順により決定する。

③ 二次審査の出席者

説明員は、5名以内とし、様式4号に記載された設計管理技術者及び様式5号に記載された意匠主任技術者は必ず出席すること。また、後日提示する様式で二次審査出席者を事前に電子メールで事務局に届け出ること。

④ 二次審査の要領

ア. 対象者より様式16号、17号、18号及び19号の提案内容についての提案書説明（プレゼンテーション）は、15分以内で行う。説明途中であっても15分を超過した時点で終了とする。

イ. プレゼンテーションは、映写した画像を用いて実施することができるものとする。本町が準備するプロジェクターとスクリーンは利用することができるが、パソコン等の必要機材準備は対象者で準備すること。なお、本町が準備するプロジェクター等を利用する場合は、ヒアリング実施日5日前までに事前調整確認等を行うこと。

ウ. プロジェクター等を用いて映写する際に使用するファイルは、様式16号、様式17号及び様式18号と同一のものとし、画像は静止画像とする。

エ. 二次審査は非公開とする。

⑤ 禁止事項

次の事項に該当する対象者は失格とする。

ア. 通知した二次審査の受付時間に遅刻した対象者。ただし、審査委員会がやむを得ない事由と判断した場合はこの限りではない。

イ. 審査委員会及び事務局の指示に従わない対象者。

ウ. 二次審査での説明に用いた映写画像の内容が、様式16号、様式17号及び様式18号の内容と同一記載・記述でない場合、及び動画を用いた場合。

⑥ その他事項

ア. 二次審査において、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は必要に応じて対象者全員に通知するものとする。

イ. 二次審査の進行状況により、別途通知する開始時刻が前後する場合は、事務局の指示に従うこと。

5 契約の締結

町は、審査委員会が選定した最優秀者と予算の範囲内で随意契約を行う。ただし、最

優秀者との契約が合意にいたらなかった場合は、優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約を行うものとする。